



～弁護士の女房のつぶやき～



◎ GWも終わり、慌ただしかった春がやっと落ち着き、季節はもう初夏に向かっています。今春は、やっと長男が大学に進学し、入学手続きや浪人生活を送った福岡から京都への引っ越し等で忙しい春でした。まさか京都に住むことになるとは夢にも思わず、知らない街に行くことがとても不安でしたが、いざ行ってみると皆さん親切で、街並みがとても落ち着いており（当たり前ですが!^^)!..）目に飛び込んでくるけばけばしさがなければ歩いていて疲れを感じさせない素敵な街でした。大学が多く、学生に優しい街との印象も受けました。そんな京都で学生生活をスタートさせた長男ですが、母としては一人暮らしがやはり心配で、息子についてしまう言葉は、さだまさしの「案山子」の歌詞のように、元気？ お金ある？ 友だちできた？ 寂しくない？ もう慣れた？ ..です。それに対して息子は、「うん。友だちは普通に出来た。友達がしょっちゅう遊びに来ている。」とそっけないものでした（笑）。大学生生活は自由でそれは楽しい事でしょう。親元を離れているのでうるさく言う人もいません。息子よ、「危ない遊びはしないでね。変な誘惑にもものらないで。自分の本分を忘れずにしっかり学生生活を送ってね」と、大人の階段をのぼりかけた彼を母は少し心配しながら見守っています。



御見積相談無料です！

いまの税理会計

見直して

みませんか？

当事務所では会計業務も本格的にしています。記帳代行などの日常的な業務に加え、法律に精通している立場から税金に関するアドバイスを致します。お気軽にお問合せください。



樫八重総合法律事務所（法律・税理） 通信No.8 平成 28 年春号

宮崎市橘通り東 4-1-27 小村ビル 6 階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp

Kashiyae news

2016 年
春 号



嬉しい春です。昨年買い求めたバラがかわいく咲いてくれました。心に余裕がある日は庭の花たちをじっと見えています。嫌な事を忘れて、胸がすっとします。綺麗に咲いてくれた事を心の中で褒めています。可愛い花たちです。





～ご存知ですか？



■遺言について ②

○普通方式

- 1 自筆証書遺言
- 2 公正証書遺言
- 3 秘密証書遺言

○特別方式

- 1 危急時遺言（一般・難船）
- 2 隔絶時遺言（一般・船舶）

遺言には普通方式と特別方式があり、普通方式の自筆証書遺言・公正証書・秘密証書遺言については前回ご説明しました。今回は特別方式についてご説明します。特別方式は病気などのために死期の近い方や伝染病のために隔離されている方のための遺言です。

1 危急時遺言とは・・・

病気や怪我などで遺言者本人に死亡の危機が迫っているときの遺言で、**一般危急時遺言**と**難船危急時遺言**があります。一般危急時遺言は、本人だけに死亡の危機が迫っている場合で、難船危急時遺言は、証人も含めて死亡の危機が迫っている場合の遺言です。作成のしかたは以下のようになります。

- ① 必要な証人の人数・・・一般は3人以上。難船は2人以上。
- ② 証人が本人の口述の遺言を筆記する。
- ③ 他の証人がその正確さを確認したうえで、署名捺印する。
- ④ 20日以内に家庭裁判所で「確認」を受ける。
- ⑤ 確認後の遺言は家庭裁判所で「検認」を受ける必要がある。

注→本人が普通の遺言が可能になってから6ヶ月以上生存した場合は、その遺言は無効となります。また、ほかの遺言でも同じですが、証人には利害関係者はなることができません。病院でこの危急時遺言をする場合は、医師、看護師などの第三者に頼ってください。親族だけが証人となる遺言は無効になります。入院中でも公正証書遺言の作成は可能です。

2 隔絶時遺言とは・・・

一般隔絶時遺言は、伝染病での隔離や、刑務所服役などの場合での遺言で、船舶隔絶時遺言は船舶に乗船中の場合（遭難ではなく）の遺言です。作成の仕方は以下のようになります。

- ① 本人の筆記による（死亡の危急は迫っていないので）。
- ② 立ち合い・・・一般は警察官1人と証人1人以上。船舶は船長または事務員1人と証人2人以上。
- ③ 家庭裁判所の「確認」は不要ですが、「検認」は必要。

注→「検認」・・・家庭裁判所が相続人や利害関係者立ち合いのもとで、遺言書を開封して、その内容を確認することで、相続のトラブルを未然に防ぐ意味があります。

☆公正証書遺言の作成費用

目的財産の価額	手数料の価額
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円
1億円から3億円までは	5,000万円毎に 13,000円 加算
3億円から10億円まで	5,000万円毎に 11,000円 加算
10億円超は	5,000万円毎に 8,000円 加算

遺言の種類とその内容と作成方法をご説明しました。遺言は、その人の最後の意思表示となるわけですから、自分が生涯をかけて築いた財産をしっかりと家族に活用してもらうために、漏れなく正確に作成せねばなりません。自筆証書遺言が、手っ取り早くいつでも何回でも書くことができ費用もかからないので簡単ですが、法律的に不備な内容になってしまう危険がないとは限りません。そういう観点から考えると公正証書遺言が一番安心して確実な方法といえます。

参考・・・「特別方式の遺言の種類と特徴」「よくわかる相続の基礎知識」